

資料編

<企画課>

重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

- 新障害者基本計画（平成15年度から24年度までの10年間）に沿って、その前期5年間（平成15年度から19年度まで）において重点的に実施する施策及び達成目標を定め、これに基づき、障害者福祉サービスの基盤整備を図る。

・ホームヘルプサービス、デイサービスなど在宅サービスの推進

区 分	平成15年度予算	平成16年度予算	平成17年度予算案	平成19年度 (新障害者プラン目標)
訪問介護員（ホームヘルパー）	約 51,560人	約 55,230人	約 91,200人	約 60,000人
短期入所生活介護（ショートステイ）	約 4,920人分	約 5,060人分	約 5,220人分	約 5,600人分
日帰り介護施設（デイサービスセンター）	約 1,230か所	約 1,300か所	約 1,380か所	約 1,600か所
障害児通園（デイサービス）事業	約 9,710人分	約 10,000人分	約 10,330人分	約 11,000人分
重症心身障害児（者）通園事業	約 230か所	約 240か所	約 250か所	約 280か所
精神障害者地域生活支援センター	約 410か所	約 430か所	約 440か所	約 470か所

・グループホームや通所授産施設などの住まいや働く場または活動の場の確保

区 分	平成15年度予算	平成16年度予算	平成17年度予算案	平成19年度 (新障害者プラン目標)
地域生活援助事業（グループホーム）	約 19,920人分	約 23,600人分	約 30,710人分	約 30,400人分
福祉ホーム	約 3,910人分	約 4,240人分	約 4,560人分	約 5,200人分
通所授産施設	約 68,240人分	約 69,590人分	約 70,950人分	約 73,700人分
精神障害者生活訓練施設（援護寮）	約 5,700人分	約 5,960人分	約 6,220人分	約 6,700人分

資料編

<企画課国立施設管理室>

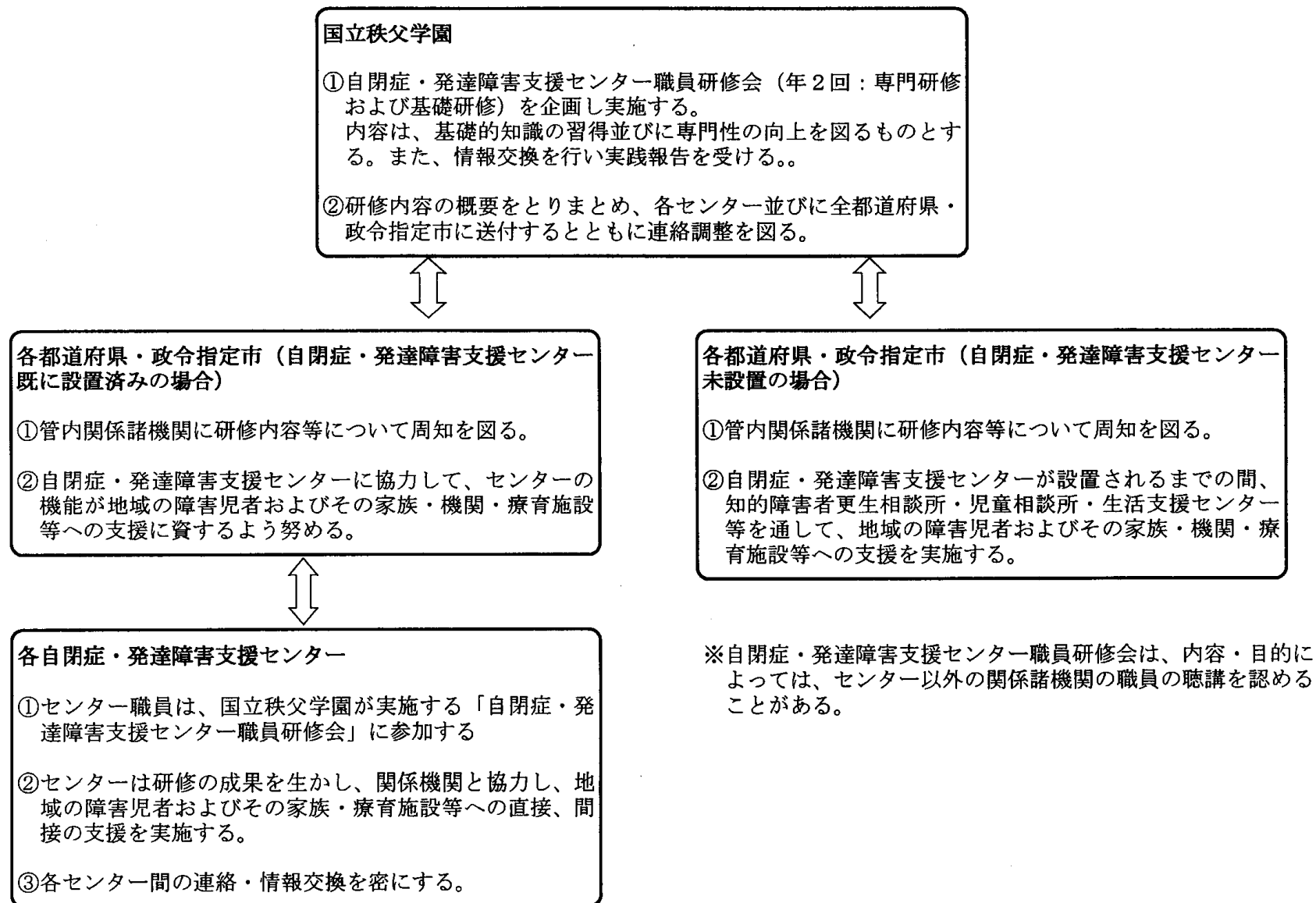
1 国立更生援護施設の概要

施設名	所在地	事業内容等	
国立身体障害者リハビリテーションセンター (更生訓練所・病院・研究所・学院) TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102	埼玉県 所沢市	ア 一般リハビリテーション課程 肢体不自由、聴覚言語障害、視覚障害等 定員 330名 イ 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 135名(45名) ・中卒5年課程 定員 75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 ウ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 40名	
国立 立 光 明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365	北海道 函館市 栃木県 那須塩原市 兵庫県 神戸市 福岡県 福岡市	ア 理療教育課程 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師の養成のための教育訓練の実施 ・高卒3年課程 定員 各センター90名(30名) ・中卒5年課程 定員 各センター75名(15名) ※ () は各年度の募集人員 イ 生活訓練課程 中途失明者に対し、社会生活に適応させるために必要な歩行訓練、コミュニケーション訓練等の生活訓練の実施 定員 各センター20名
国立 保 養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794	静岡県 伊東市 大分県 別府市	重度の肢体不自由者に対し以下の訓練を実施 ・理学療法・作業療法等の医学的リハビリテーションの実施 ・職能訓練 ・心理判定、ケースワーク等の心理的・社会的リハビリテーションの実施 定員 各センター100名
国立 児 立 施 知 設 的 障 害	国立秩父学園 TEL 042-992-2839 FAX 042-995-2253	埼玉県 所沢市	知的障害の程度が著しい児童または視覚等に障害のある知的障害児に対する保護・指導の実施 定員 125名

(参考) 国立更生援護施設ホームページアドレス一覧

施設名	ホームページアドレス
国立身体障害者リハビリテーションセンター	http://www.rehab.go.jp/
国立函館視力障害センター	http://www.hakodate-nhb.go.jp/
国立塩原視力障害センター	http://www.shiobara-nhb.go.jp/
国立神戸視力障害センター	http://www.kobe-nhb.go.jp/
国立福岡視力障害センター	http://www.fukuoka-nhb.go.jp/
国立伊東重度障害者センター	http://www.ito-nrh.go.jp/
国立別府重度障害者センター	http://www.beppu-nrh.go.jp/
国立秩父学園	http://www.chichibu-gakuen.go.jp/

3 自閉症・発達障害支援センターネットワーク概要



4 平成17年度 国立身体障害者リハビリテーションセンター学院における研修実施計画

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	【第1回】 7月11日(月)～7月15日(金) 【第2回】 1月16日(月)～1月20日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	脳卒中等による疾病や先天性が原因で、音声・言語・そしゃく機能障害をもつ身体障害者の判定に必要な研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、音声・言語・そしゃく機能障害の判定に従事する耳鼻咽喉科医師。	9月12日(月)～9月16日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等適合判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師。	【第1回】 12月5日(月)～12月9日(金) 【第2回】 3月13日(月)～3月17日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する眼科医師。	12月12日(月)～12月16日(金)	5日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
15条指定医師研修会	各都道府県・指定都市・中核市が、身体障害者福祉法の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準(ガイドライン)に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務(嘱託医を含む)する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	2月9日(木)～2月10日(金)	2日	60名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	身体障害者更生相談所長及び身体障害者更生相談所長の推薦する更生相談所に勤務する職員。	11月10日(木)～11月11日(金) (予定)	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具の製作、適合評価等に関わる専門職員に対して座位保持装置の専門的知識及び技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士養成校、リハビリテーション病院等において、義肢装具に携わる者で、所属長の推薦する者。	11月16日(水)～11月18日(金)	3日	20名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に作業療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	10月5日(水)～10月7日(金)	3日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月14日(月)～11月15日(火)	2日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理専門職業務に従事しリハ領域の経験の浅い職員を対象として、心理専門職に関する基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	5月23日(月)～5月27日(金)	5日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理専門職業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において、現に心理専門職の業務に従事している者で所属長の推薦する者。	9月26日(月)～9月30日(金)	5日	20名
手話通訳指導者研修会	聴覚障害者の更生援護業務に従事しようとする者に、手話についての専門的知識と実技を習得させることにより、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする	①身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者更生援護施設等において、現に聴覚障害者に対する援護業務に従事している者または手話通訳業務に従事している者 ②手話による日常会話が可能な者であって、概ね2年以上の経験がある者で、当該都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	休 止		20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させその資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、免許を有し、所属長の推薦する者。	11月30日(水)～12月2日(金)	3日	30名
視覚障害生活支援研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を修得させることによりその資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で、所属長の推薦する者。	5月30日(月)～6月3日(金)	5日	20名
身体障害者更生相談所身体障害者福祉司等実務研修会	各都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所において、原則として2年以上身体障害者の相談援助業務に従事した経験を有する身体障害者福祉司等の職員。	7月19日(火)～7月22日(金)	4日	60名
手話通訳者研修会	聴覚障害者の更生援護業務に従事する者または手話通訳業務に従事している者について①国語の理解が不十分な聴覚障害者に対する場合でも、②個人的社会的に重要かつ複雑な場面で、迅速に確実なコミュニケーション・情報を確保する必要がある場合でも③高度教育や企業内教育のように専門的言語が使用される場合でも、聴覚障害者に十分伝達できる手話についての専門的知識と技術を習得させることにより聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	①国立リハセンターの手話通訳指導者研修会を修了した者等であって、身体障害者更生相談所、福祉事務所、身体障害者更生援護施設等において、現に聴覚障害者に対する援護業務に従事している者または手話通訳業務に従事している者 ②手話による日常会話が可能な者であって、概ね5年以上の経験がある者で、当該都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	休 止		45名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対して、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長の推薦する者。	10月17日(月)～10月21日(金)	5日	20名
リハビリテーション看護研修会	リハビリテーション看護に必要な基礎知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者の看護に従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で、所属長の推薦する者。	10月25日(火)～10月28日(金)	4日	50名
福祉機器専門職員研修会	福祉機器に関する専門職員に研修を行い、福祉機器の使用について指導等に必要の専門的技術を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町村、福祉事務所、社会福祉施設、リハビリテーション病院等において、福祉機器相談等を担当している専門職員で、所属長の推薦する者。	1月31日(火)～2月3日(金)	4日	60名
靴型装具専門職員研修会	義肢装具士に対する靴型装具製作技術の訓練のため、必要な専門知識と技術を習得することを目的とする。	義肢装具士で、靴型装具の製作・適合業務に従事している者で、所属長の推薦する者。	休 止		15名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
電動義手装具専門職員研修会	義肢装具士に電動義手の理論、製作、適合技術の普及のため、電動義手装具に関する必要な専門的知識及び専門技術を習得させることを目的とする。	医学・工学・義肢装具専門分野(特に義手)の基礎的知識を修得し、現在、義手の製作に携わっている義肢装具士で所属長の推薦する者。	休 止		10 名
盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(前期) 盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会(後期)	盲ろう者のコミュニケーション通訳に従事している者に対し、会話用点字及び盲ろう者用手話等の専門的知識と技術を習得させ、各地域における指導的役割を担う人材育成を図ることを目的とする。	市(区)町村において、ガイドヘルパーとして従事している者及び現に身体障害者更生援護施設等において盲ろう者の通訳介助業務に従事している者で、都道府県・指定都市・中核市民生主管部(局)長の推薦する者。	【前期】 6月20日(月)～6月24日(金) 【後期】 11月7日(月)～11月11日(金)	10 日	20 名
介助犬・聴導犬訓練者研修会	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者を対象として、訓練に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	介助犬又は聴導犬の訓練に従事している者で、所属長の推薦する者。	2月27日(月)～3月3日(金)	5 日	20 名
高次脳機能障害支援事業関係職員研修会(短期コース) (一般研修コース)	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする	都道府県・指定都市における行政担当者、並びに、関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市民生主管部(局)長から推薦のある者。	2月15日(水)～2月17日(金)	3 日	200 名

※上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

5 平成17年度 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）における研修実施計画

研修会名		目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会		<p>障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。</p> <p>そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。</p>	市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、指定居宅支援事業者及びその他関係施設等において障害者の地域生活支援業務に携わる者	<p>【身体障害者コース】 12月13日（火） ～12月16日（金）</p> <p>【知的障害者コース】 ＜第1回＞ 9月20日（火） ～9月23日（金） ＜第2回＞ 1月10日（火） ～1月13日（金）</p>	4日	150名	
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	新任職員（異動による新任を含む）。	6月7日（火） ～6月9日（木）	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	OT・PT・スポーツ指導員・看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月4日（火） ～10月6日（木）	3日	100名	
身体障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。 （開催地：宮城県仙台市）	11月24日（木） ～11月25日（金）	2日	70名	
			身体障害者福祉センターA型、B型及びデイサービスセンター等の施設長等幹部職員。	2月23日（木） ～2月24日（金）	2日	70名	
障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会 ～身体障害者コース～		身体障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、身体障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設、指定居宅支援事業者等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<ベーシックコース> 7月5日（火） ～7月8日（金）	4日	150名	
			地域で身体障害者支援業務に携わる者について、より実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域で身体障害者支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者。 （現在、地域のリーダーとして活躍中の者を含む）	<アドバンスコース> 1月25日（水） ～1月27日（金）	3日	50名

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者保健福祉サービス コーディネーション研修会 ～知的障害者コース～	知的障害者の障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、知的障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設、指定居宅支援事業者等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者	<第1回ベーシックコース> 6月21日(火) ～6月24日(金) <第2回ベーシックコース> 10月18日(火) ～10月21日(金)	4日	180名	
	地域で知的障害者支援業務に携わる者についてより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域で知的障害者支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者。 (現在、地域のリーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 3月7日(火) ～3月9日(木)	3日	50名	
障害者のためのレクリエーション 支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者	<第1回ベーシックコース> 7月19日(火) ～7月22日(金) <第2回ベーシックコース> 11月8日(火) ～11月11日(金)	4日	70名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者。 (現在、リーダーとして活躍中の者を含む)	<アドバンストコース> 2月7日(火) ～2月9日(木)	3日	50名	
障害者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<第1回> 8月2日(火) ～8月5日(金)	4日	120名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。
			<第2回> 8月23日(火) ～8月26日(金)	4日	120名	
			<第3回> 3月21日(火) ～3月24日(金)	4日	120名	

※ 上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

(その他) 平成16年度に共同開催した「福祉施設職員向け コミュニケーション技術・IT活用技術研修会」は今年度も京都で実施する予定です。開催内容等は別途通知します。

6 平成17年度 国立秩父学園附属保護指導職員養成所における研修実施計画

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
第82回 指導員・保育士コース	10日間	5月30(月)～ 6月10日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識・技術等を修得させ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。本年度は、知的障害医学・諸援助方法・援助技術演習等を主な内容とする。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40
第13回 看護師コース	5日間	7月11日(月)～ 7月15日(金)	施設の担うべき役割、施設における医療(看護)の役割、知的障害児・者の理解と看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにこれからの地域福祉・地域療育の中で施設医療の役割等について研鑽を積むことを目的とする。本年度は、自閉症・発達障害の理解、行動障害の理解とその対応等を加える。	知的障害関係施設利用者の健康管理にあたる看護師	40
第10回 新任職員コース	5日間	9月12日(月)～ 9月16日(金)	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的知識・援助技術等を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。本年度は、「福祉の基礎と援助の基礎を学ぶ」をテーマとする。	知的障害関係施設の職員	40
第83回 指導員・保育士コース	10日間	10月17日(月)～ 10月28日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学等を通して基礎的な理論を学ばせるとともに実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。本年度は、暮らしを支える～知的障害者への支援～をテーマとし、各種支援方法を取り上げる。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40
第10回 施設長コース	3日間	11月15日(火)～ 11月17日(木)	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報提供、課題を持ち寄っての討議の場とし、施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長または施設長代理の方	30

テーマ別研修

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
自閉症入門コース	3日間	10月5日(水)～ 10月7日(金)	自閉症の理解をはじめ、療育や援助を行う上で必要となる基礎的な知識と援助法を習得させ、実践の場で生かせることを目的とする。本年度は自閉症・発達障害の理解、各ライフステージにおける支援、支援方法、課題行動の対応等を中心に実施する予定。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40
自閉症療育トレーニングセミナー	3日間	11月8日(火)～ 11月10日(木)	自閉症・発達障害の障害特性の理解を深め、その援助システムについて実践を含めた研修を行い、自閉症・発達障害支援者養成の一環とする。	知的障害関係施設の職員	20
行動障害コース	3日間	12月7日(水)～ 12月9日(金)	行動障害についての理解を深め、その対応や支援について学び療育や支援の場で生かせることを目的とする。本年度は主に行動障害の医学、自閉症の行動障害、支援の実践などについて実施する予定。	知的障害関係施設・重症心身障害児施設・国立療養所の看護師・知的障害者更生相談所職員	40
地域移行支援コース	3日間	2月1日(水)～ 2月3日(金)	地域移行についての基本的考え方、ケアマネジメント、生活支援の実際、就労支援など地域移行に際しての基本的な知識や技術を習得させることを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40
自閉症子育て支援セミナー	2日間	11月19日(土)～ 11月20日(日)	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教師、保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。本年度は、「ソーシャル・スキルトレーニング」をメインテーマとする。	自閉症児・者の家族・施設職員・教師・保育士・医療関係者等	200

発達障害関係職員研修会

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
専門コース	3日間	7月1日(金)～ 7月3日(日)	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的とする。但し、基礎コースと専門コースの2コースを設ける。	発達障害者支援センター職員で管理責任者の推薦する方。他機関で関連業務についている職員の聴講を認めることがある。	40
基礎コース	3日間	2月17日(金) 2月19日(日)			
指導者コース	3日間 (年2回 実施予定)	日程については 検討中	都道府県・政令指定都市で発達障害分野の指導者となる行政担当者、保健師、保育士など現任者に対しアスペルガー障害・学習障害・注意欠陥/多動性障害等といった発達障害に関する研修を行い知識・技術を習得させることにより業務の円滑な推進に資することを目的とする。	発達障害分野の行政担当者、保健師・保育士等で都道府県・政令指定都市の民生主管部(局)長の推薦する方。	60

知的障害者更生相談所職員研修

コース名	日数	期 間	研 修 目 的	受講資格	定員
知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	3日間	11月30(水)～ 12月2日(金)	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門知識および技術を習得させることにより、同更生相談所の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員で、都道府県および政令指定都市の民生主管部(局)長の推薦する方。	40

※上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

資 料 編

<企画課社会参加推進室>

1 市町村障害者社会参加促進事業の実施状況一覧

(平成17年3月現在)

都道府県	箇所数	実施主体
1 北海道	17	函館市他、北広島市、帯広市、旭川市、苫小牧市、釧路市、江別市、北見市、名寄市他、室蘭市、美唄市他、小樽市、滝川市、稚内市、根室市他、岩見沢市、千歳市
2 青森県	6	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市
3 岩手県	19	盛岡市、零石町、紫波町、花巻市他、石鳥谷町、東和町、北上市、水沢市、江刺市、前沢町、一関市、花泉町、大船渡市、宮古市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町、久慈市
4 宮城県	3	多賀城市、石巻市、塩竈市
5 秋田県	10	秋田市、横手市、本荘市、大曲市、大館市、湯沢市、鹿角市、能代市、男鹿市、象潟町
6 山形県	8	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市、東根市、寒河江市他、新庄市
7 福島県	13	福島市、郡山市、いわき市、原町市、白河市、須賀川市、会津若松市、喜多方市、船引町、河東町、二本松市、相馬市、棚倉町
8 茨城県	9	水戸市、結城市、水海道市、牛久市、つくば市、土浦市、日立市、取手市、笠間市
9 栃木県	7	宇都宮市、足利市、佐野市、今市市、大田原市、鹿沼市、黒磯市
10 群馬県	6	前橋市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市
11 埼玉県	20	川口市、鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、川越市、所沢市、草加市、春日部市、幸手市、狭山市、岩槻市、入間市、新座市、鶴ヶ島市、東松山市、秩父市、深谷市、越谷市、久喜市
12 千葉県	11	市川市、船橋市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、八千代市、市原市、鎌ヶ谷市
13 東京都	0	
14 神奈川県	22	横浜須賀野市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、藤野町、南足柄市、中井町、開成町、湯河原町
15 新潟県	7	新潟市、長岡市、上越市、三条市、柏崎市、新津市、新発田市
16 富山県	11	富山市、高岡市、新湊市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、小矢部市、砺波市、小杉町、立山町
17 石川県	11	金沢市、七尾市、小松市、加賀市、松任市、輪島市、羽咋市、根上町、鶴来町、野々市町、中島町
18 福井県	9	福井市、敦賀市、武生市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、和泉村
19 山梨県	10	甲府市、都留市、韮崎市、増穂町、竜王町、富士河口湖町、春日居町、八代町、富士吉田市、大月市
20 長野県	56	塩尻市、松本市、伊那市、飯田市、須坂市、上田市、岡谷市、飯山市、丸子町、開田村、白馬村、長野市、諏訪市、駒ヶ根市、阿智村、小諸市、佐久市、小海町、白田町、佐久町、軽井沢町、望月町、御代田町、立科町、浅科村、東御市、真田町、茅野市、下諏訪町、富士見町、養輪町、辰野町、宮田村、南箕輪村、高遠町、阿南町、豊丘町、南木曾町、明科町、波田町、穂高町、梓川村、三郷村、堀金村、山形村、麻績村、松川村、大町市、池田町、小布施町、三木村、板城町、豊野町、小川村、千曲市、中野市
21 岐阜県	17	岐阜市、可児市、関市、大垣市、高山市、土岐市、美濃市、美濃加茂市、多治見市、各務原市、羽島市、中津川市、池田町、恵那市、端浪市、本巣市、飛騨市
22 静岡県	55	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、焼津市、浜北市、富士市、藤枝市、袋井市、富士宮市、磐田市、伊東市、掛川市、島田市、御殿場市、天竜市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、東伊豆町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韮山町、大仁町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町、岡部町、大井川町、相良町、榛原町、吉田町、金谷町、中川根町、小笠町、菊川町、大東町、浅羽町、福田町、豊田町、豊岡村、舞阪町、新居町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町
23 愛知県	5	豊田市、岡崎市、春日井市、瀬戸市、日進市
24 三重県	13	四日市市、鈴鹿市、上野市、名張市、伊勢市、尾鷲市他、桑名市、松阪市、鳥羽市、久居市他、飯高町、安濃町、朝日町
25 滋賀県	30	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、八日市市、草津市、守山市、栗東市、中主町、野洲町、今津町他、甲西町、米原町、志賀町、石部町、水口町、甲南町、信楽町、安土町、日野町、竜王町、永源寺町、五箇荘町、豊郷町、甲良町、山東町、湖東町、伊吹町、近江町、高月町
26 京都府	14	亀岡市、城陽市、八幡市、京田辺市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、長岡京市、向日市、京丹後市、園部町、井手町他
27 大阪府	43	堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、門真市、東大阪市、泉南市、四条畷市、阪南市、富田林市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、田尻町、熊取町、島本町、能勢町、泉大津市、豊能町、忠岡町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村、美原町
28 兵庫県	33	明石市、尼崎市、西宮市、洲本市他、芦屋市、伊丹市、加古川市、川西市、三木市、三田市、姫路市、相生市、豊岡市、龍野市、赤穂市、西脇市、宝塚市、高砂市、小野市、加西市、篠山市、猪名川町、八千代町他、稲美町、播磨町、夢前町他、太子町他、千種町他、美方町、養父市、香住町他、和田山町他、春日町
29 奈良県	14	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒市、桜井市、香芝市、平群町、斑鳩町、五條市、川西町、室生村、御杖村
30 和歌山県	6	和歌山市、橋本市、田辺市、新宮市、御坊市、南部町他
31 鳥取県	4	鳥取市、米子市、倉吉市、中山町
32 島根県	15	松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市他、安来市、江津市、平田市、佐田町、石見町他、横田町他、斐川町、多伎町、大社町、田原町
33 岡山県	10	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、高梁市、新見市、笠岡市、井原市、備前市
34 広島県	28	呉市、竹原市、大竹市、廿日市市、東広島市、三原市、尾道市、因島市、福山市、府中市、三次市、府中町、大野町、湯来町、加計町、大朝町、千代田町、大和町、向島町、沼隈町、神辺町、東城町、久井町、御調町、安芸高田市、黒瀬町、本郷町、瀬戸田町、庄原市
35 山口県	14	下関市、宇部市、周南市、防府市、岩国市、山口市、下松市、萩市、柳井市、小野田市、光市、長門市、美祢市、美和町
36 徳島県	12	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、藍住町他、川島町他、市場町他、海南町他、羽ノ浦町他、石井町他、半田町他、三野町他
37 香川県	7	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市
38 愛媛県	11	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、北条市、伊予市、東予市、四国中央市
39 高知県	6	高知市、須崎市他、安芸市他、南国市他、中村市他、土佐市他
40 福岡県	12	飯塚市、大牟田市、田川市、甘木市、筑紫野市、直方市、行橋市、久留米市、中間市、筑後市、豊前市、前原市
41 佐賀県	3	佐賀市、唐津市、伊万里市
42 長崎県	6	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、長与町
43 熊本県	4	熊本市、八代市、鹿本市他、宇土市他
44 大分県	5	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市
45 宮崎県	4	宮崎市、日向市、都城市、延岡市
46 鹿児島県	10	鹿児島市、出水市、指宿市他、鹿屋市、川内市、串木野市、国分市、西之表市他、伊集院町他、和泊町
47 沖縄県	15	名護市、石川市、具志川市、沖縄市、宜野湾市、浦添市、那覇市、平良市、石垣市、糸満市、西原町、南風原町、読谷村、北谷町、嘉手納町
計	651	

2 都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録数

(平成16年12月末現在)

都道府県・ 指定都市名	障害者スポーツ指導員登録数			
	初 級	中 級	上 級	コ ー チ
1 北海道	432 人	380 人	45 人	4 人
2 青森県	137	124	6	6
3 岩手県	164	140	23	1
4 宮城県	219	199	19	1
5 秋田県	229	214	12	2
6 山形県	150	126	17	7
7 福島県	274	254	15	5
8 茨城県	575	549	21	5
9 栃木県	273	251	14	6
10 群馬県	293	261	19	11
11 埼玉県	1,324	1,172	98	48
12 千葉県	541	492	38	8
13 東京都	1,763	1,555	133	65
14 神奈川県	453	376	58	18
15 新潟県	691	651	32	7
16 富山県	279	250	23	5
17 石川県	159	146	10	3
18 福井県	131	128	3	0
19 山梨県	104	94	9	1
20 長野県	470	408	45	15
21 岐阜県	215	205	7	2
22 静岡県	523	482	23	17
23 愛知県	707	645	40	20
24 三重県	320	289	28	3
25 滋賀県	268	217	39	12
26 京都府	209	188	16	5
27 大阪府	1,255	1,080	156	15
28 兵庫県	679	597	69	9
29 奈良県	241	201	36	4
30 和歌山県	265	247	15	3
31 鳥取県	33	33	0	0
32 島根県	91	81	7	3
33 岡山県	435	413	18	4
34 広島県	212	194	14	4
35 山口県	181	168	8	4
36 徳島県	187	177	7	3
37 香川県	143	132	7	4
38 愛媛県	260	245	10	4
39 高知県	196	154	32	8
40 福岡県	506	475	23	7
41 佐賀県	147	142	3	2
42 長崎県	214	209	4	1
43 熊本県	426	403	15	7
44 大分県	513	472	31	7
45 宮崎県	122	116	5	1
46 鹿児島県	244	234	9	1
47 沖縄県	177	157	15	5
48 札幌市	208	174	28	6
49 仙台市	224	163	54	7
50 さいたま市	70	62	5	3
51 千葉市	73	63	8	2
52 横浜市	480	438	33	8
53 川崎市	129	123	4	2
54 名古屋市	322	281	26	14
55 京都市	275	231	32	9
56 大阪市	413	324	61	22
57 神戸市	343	302	31	7
58 広島市	159	134	15	7
59 北九州市	193	181	8	3
60 福岡市	270	244	13	11
合 計	20,589	18,446	1,595	474

資料：(財)日本障害者スポーツ協会調べ

3 都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧

(平成17年2月末現在)

都道府県・指定都市名	名称	〒	住所	対象とする障害者			
				3障害者	身体的知的	身体的のみ	知的のみ
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北二条西7丁目 かでる2.7(道民活動センタービル)4階		○		
2 青森県	特定非営利活動法人 青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市野尻字今田52-4 ねむのき会館内	○			
3 岩手県	—	—	—				
4 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県心身障害者福祉センター内	○			
5 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5 県社会福祉会館5階	○			
6 山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地 県身体障害者福祉会館内	○			
7 福島県	(財)福島県障害者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16 県障害者支援グループ内	○			
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6 県障害福祉部障害福祉課内	○			
9 栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6 ちぎ福祉プラザ内		○		
10 群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会 群馬県知的障害者スポーツ協会	371-8525 379-2214	前橋市新前橋町13-12 県社会福祉総合センター内 伊勢崎市下触町238-3 県立ふれあいスポーツプラザ内			○	○
11 埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124 埼玉県大宮合同庁舎3F	○			
12 千葉県	千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1 千葉県障害者スポーツレクリエーションセンター内	○			
13 東京都	(社)東京都障害者スポーツ協会	162-0823	新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ12F		○		
14 神奈川県	神奈川県身体障害者スポーツ協会 神奈川県知的障害者スポーツ振興協議会	221-0844 221-0844	横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内 横浜市神奈川区沢渡4-2 県社会福祉会館内			○	○
15 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟県中蒲原郡亀田町向陽1-9-1 新潟ふれあい愛プラザ内		○		
16 富山県	富山県障害者スポーツ協会	930-0966	富山市石金3-8-31 県立身体障害者更生指導所内		○		
17 石川県	石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館1F	○			
18 福井県	—	—	—				
19 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12 県福祉プラザ1階	○			
20 長野県	長野県障害者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586		○		
21 岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内	○			
22 静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市駿府町1-70 県総合社会福祉会館5階	○			
23 愛知県	(社)愛知県社会福祉協議会障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2 桜華会館内			○	
24 三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2 三重県身体障害者総合福祉センター内	○			
25 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館内		○		
26 京都府	京都府障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
27 大阪府	大阪府障害者スポーツ振興協会	540-8570	大阪府中央区大手前2丁目 府障害保健福祉室内	○			
28 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1 県障害福祉課内	○			
29 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4 県心身障害者福祉センター内		○		
30 和歌山県	和歌山県身体障害者スポーツ協会 和歌山県ゆゆうあいスポーツ協会	641-0014 640-1162	和歌山市毛見翠ノ浦1437-218 県子ども・障害者相談センター内 海南市上谷777-1 太陽の丘内			○	○
31 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	680-0947	鳥取市湖山町西3-127 障害者福祉センター福祉会館内	○			
32 島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	○			
33 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 県障害福祉課内		○		
34 広島県	—	—	—				
35 山口県	山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6 県社会福祉会館2階	○			
36 徳島県	(財)とくしまノーマライゼーション促進協会	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 県林業センター6階				
37 香川県	—	—	—				
38 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会 愛媛県知的障害者福祉協会スポーツ委員会	790-0855 793-0213	松山市持田町3-8-15 県総合社会福祉会館内 西条市免之山字上ノ向甲322 西条福祉園内			○	○
39 高知県	(財)高知県障害者スポーツ振興協会	780-8065	高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ内	○			
40 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7 県総合福祉センタークローバープラザ内		○		
41 佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5		○		
42 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24		○		
43 熊本県	熊本県障害者スポーツ文化協会	862-0939	熊本市長嶺南2-3-2	○			
44 大分県	大分県身体障害者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1 県障害福祉課内			○	
45 宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22 県福祉総合センター内		○		
46 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートピアかごしま内	○			
47 沖縄県	—	—	—				
48 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒二条6丁目 市身体障害者福祉センター内		○		
49 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	980-0022	仙台市青葉区五橋2-12-2 市福祉プラザ8F	○			
50 さいたま市	—	—	—				
51 千葉市	—	—	—				
52 横浜市	—	—	—				
53 川崎市	—	—	—				
54 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市名東区勢子坊2-1501 市障害者スポーツセンター内	○			
55 京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5 市障害者スポーツセンター内	○			
56 大阪市	(社)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	546-0034	大阪市東住吉区長居公園1-32 大阪市長居障害者スポーツセンター内			○	
57 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 こうべ市民福祉交流センター4階	○			
58 広島市	—	—	—				
59 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区奉ヶ丘10-5 市障害者スポーツセンター内	○			
60 福岡市	福岡市障害者スポーツ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4階	○			
合 計				30	15	5	4

(注)：3障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者をいう。

4 手話通訳技能認定試験都道府県別合格者数

都道府県名	合格者数累計	都道府県名	合格者数累計
北海道	15	島根県	7
青森県	15	岡山県	16
岩手県	7	広島県	12
宮城県	6	山口県	10
秋田県	6	徳島県	7
山形県	6	香川県	9
福島県	19	愛媛県	16
茨城県	12	高知県	8
栃木県	9	福岡県	11
群馬県	27	佐賀県	3
埼玉県	68	長崎県	13
千葉県	22	熊本県	13
東京都	326	大分県	10
神奈川県	79	宮崎県	11
新潟県	8	鹿児島県	11
富山県	8	沖縄県	6
石川県	15	札幌市	23
福井県	7	仙台市	11
山梨県	8	さいたま市	19
長野県	22	千葉市	5
岐阜県	12	横浜市	47
静岡県	17	川崎市	20
愛知県	26	名古屋市	12
三重県	23	京都市	32
滋賀県	12	大阪市	11
京都府	27	神戸市	15
大阪府	65	広島市	11
兵庫県	32	北九州市	9
奈良県	16	福岡市	16
和歌山県	17		
鳥取県	6	合計	1,332

(注) 第15回(平成15年度)までの手話通訳技能認定試験に合格した者の数である。

5 第17回手話通訳技能認定試験の概要(平成17年度実施)

(1) 試験実施法人の名称及び所在地

社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目23番1号マルネビル

TEL 03-3356-1634

(2) 試験期日及び試験地(予定)

ア 一次(筆記)試験

平成17年9月25日(日) 東京都、大阪府及び熊本県

イ 二次(実技)試験

平成17年11月27日(日) 東京都及び大阪府

(3) 試験科目(予定)

ア 一次(筆記)試験

国語、手話通訳のあり方、手話の基礎知識等

イ 二次(実技)試験

聞き取り(手話表現による)通訳、読み取り(口頭)通訳、
読み取り(筆記)通訳

(4) 受験資格

年齢が20歳(一次試験日現在)以上である者